

令和 2 年度東村山市一般廃棄物処理実施計画

東村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成 4 年東村山市条例第 32 号) 第 30 条の規定により、一般廃棄物の収集・運搬及び処分の計画を次のとおり告示する。

令和 2 年 4 月 1 日

東村山市長 渡部 尚

第 1 処理計画期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日

第 2 処理計画区域

東村山市行政区域内

第 3 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

別表 1 のとおり

第 4 一般廃棄物の排出抑制等のための方策

平成 23 年度に改定した東村山市一般廃棄物処理基本計画では、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間に於ける東村山市のごみ処理に関する基本的な考え方を定めている。基本理念である「低炭素や効率性に配慮した循環型社会の実現」を目指し、「発生抑制・排出抑制、再利用の推進」、「合理的な収集と資源化の推進」、「安全で確実な処理体制の構築」、「情報提供や環境学習の充実」、「市民・事業者との協働」の 5 つの基本方針に沿って、以下の施策を展開する。

1 発生抑制・排出抑制、再利用の推進

(1) 発生抑制・排出抑制に関する取り組み

① 食品ロス削減の取り組みの推進

まだ食べられる状態であるにもかかわらず廃棄されてしまう食品ロスを削減するため、啓発活動を行うとともに、関係団体の協力を得ながら、削減に向けた取り組みを推進して

いく。

② 生ごみの水切りの促進

生ごみの水分量を減らすことは、ごみの減量につながるため、水切りを促進していく。

③ 生ごみの自家処理の促進

生ごみ減量化容器購入補助制度の周知方法を見直し、手法等の紹介を含めて、より効果的な普及啓発を進め、生ごみを家庭菜園やガーデニング等で利用する自家処理を促進し、ごみの減量を進めていく。

④ 集団資源回収の推進

新聞等の古紙回収については、新聞販売店での回収も定着しているなど、回収量の増加は困難性があるが、宅地開発や新築マンションなども含めて新たな団体の発掘を行うことで集団資源回収を推進し、地域コミュニティの活性化を図っていくとともに、回収品目追加について検討を進めていく。

⑤ レジ袋の削減

市民意識が高く、レジ袋を辞退する率も高いことから、スーパー等の値引きやポイント付与、購入時の声かけなどレジ袋の削減に向けた積極的な取り組みの継続を働きかけていくとともに、ドラッグストアや小売店舗等の未実施店への拡大も図っていく。

⑥ リサイクルショップ活動の充実

リサイクルショップ利用者増に向け継続事業の充実を図るとともに、新たな事業展開を考えていく。また、新規事業については市民に関心をもってもらえるような魅力あるイベントを計画していく。

⑦ ごみ減量・リサイクルを促進するための販売事業者の紹介

「ごみ見聞録」をはじめとする広報紙やホームページを通じて、簡易包装やレジ袋削減等に積極的な取り組みを行っている事業者の紹介やリストの公表を行い、取り組みの全市的な波及効果をねらっていく。

⑧ 事業系ごみ（行政収集分）における排出事業者責任の明確化

少量排出事業者の排出するごみが家庭系ごみに混入しないよう、指導を継続していく。

⑨ 事業系ごみ（民間収集分）の排出指導

民間収集運搬業者抜き打ち検査の実施等により、排出事業者の分別、減量化および資源化を促進するとともに、受入対象外のごみや、他市のごみを搬入する等の不適切な搬入を防止していく。

⑩ 事業系ごみ（事業用大規模建築物）の減量及び再利用等の指導・監督

事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書の提出により実態把握を行うなかで、発生抑制、排出抑制の推進等について、指導・監督を強化していく。

⑪ 店頭回収の拡大（店頭回収）

市民の多様な生活様式に対応するためにも、白色トレイ、ペットボトル、牛乳パックなど店頭回収されている品目のうち未実施品目の追加や新たな品目の追加を、スーパー等に働きかけていく。また、自動販売機脇の回収ボックス設置の拡大を働きかけていく。

(2) 再使用に関する取り組み

① フリーマーケット、不用品交換の推進

フリーマーケットは市民のリユースの場として定着しているが、その効果を十分に把握し、充実・発展を図っていく。

「とんぼ市」に関しては、事業を効果的に周知することにより市民認知の拡大を図るとともに、管理運用を徹底することで、市民にとって参加しやすく、また安心して活用できる場として提供していく。

② 家具等の再使用の促進

粗大ごみのうち再使用が可能な家具等については、引き抜きおよび修繕の実施により、美住リサイクルショップにおいて販売する家具類を十分に確保し、再使用の促進につなげていく。

2 合理的な収集と資源化の推進

(1) 合理的な収集に関する取り組み

① 円滑な収集・運搬の推進

引き続き円滑で効率的な収集・運搬を行っていくよう委託業者に指導を行っていく。あわせて安全運転の励行、温室効果ガスの低減に配慮したアイドリングストップや車両の導入等の協力を求めていく。

② 資源物の持ち去り防止対策の推進

近年発生している資源物の持ち去り行為に対しては、廃棄物減量等推進員や委託事業者と協力して行っているパトロールの実施に加え、GPSによる追跡調査等の持ち去り防止対策を実施することで、適正な資源回収を図っていく。

③ 高齢者等みまもり収集の継続実施

だれもが今後も住みなれた地域で安心して生活することができるよう、委託事業者の協力を得て、高齢者等みまもり収集を継続して実施する。

(2) 資源化の推進に関する取り組み

① 生ごみの資源化の推進

生ごみ集団回収事業を通じて生ごみの資源化を進めることとし、参加世帯数の伸び悩み等に対しては、事業を効果的に周知することにより、継続して取り組んでいく。

② 使用済小型家電の資源化の推進

貴金属やレアメタルなどの有用金属の資源化を図るため、拠点回収等による使用済小型家電の資源化の取り組みを推進していく。

3 安全で確実な処理体制の構築

(1) 安全で確実な処理体制の構築に関する取り組み

① 施設の維持・整備の推進

定期点検及び必要な維持補修、整備の実施により、引き続き安全で確実な処理を行っていく。

② 焼却灰のエコセメント化の継続

焼却灰については引き続きエコセメント化事業により、資源化を推進していく。

③ ごみ処理施設更新の検討

周辺環境などに配慮し、既存施設の現状を把握しながら、自区内での処理あるいは広域化も含め、市民とともに検討を行い、将来にわたって安定したごみ処理を行うための取り組みを進めていく。

④ 災害発生時の対応に向けた取り組みの推進

災害発生時に大量に発生する廃棄物を適正に処理し、衛生環境の確保を迅速に図るため、あらかじめ災害発生時の廃棄物処理マニュアルを作成するなど、災害発生時に向けた取り組みを推進していく。

4 情報提供や環境学習の充実

(1) 情報提供や環境学習の充実に関する取り組み

① 啓発活動の推進

あらゆる機会を通じて市民や事業者の理解と協力を得るための啓発の促進を図るとともに、必要な情報の提供を行っていく。「ごみ見聞録」や「夢ハウスだより」等の啓発紙についてはそれぞれの役割を見定めながら、さらに充実を図るよう努めていく。あわせて新たな情報の更新が容易なホームページの活用、充実を更に図っていく。

② 講座・学習・イベントの推進

店頭や自治会等への出前講座を市民と直接的な対話の場として、積極的に実施していく。また、家庭での分別の重要性や処理の流れなどの市民理解を深める場として施設見学会を継続して実施していく。さらに、各種イベント等の機会をみつけて、これらに積極的に参加し、啓発活動に努めていく。

③ 集合住宅の排出指導強化

一部の集合住宅の集積所の中には、分別ルールや収集日を守らないごみが出されるケースが目立つことから、これらの集合住宅の管理人、オーナー、入居者に対して、ルール徹底の指導を強化していく。

④ 学校への出前授業等の実施

学校での出前授業等を実施することで、次世代を担う児童・生徒が資源化やルールに関する意識や理解を高めていけるように、教育委員会・学校との連携を図っていく。ひいては、児童・生徒の意識の高まりを通じて、家庭での意識改革に繋がられるよう努めていく。

5 市民・事業者との協働

(1) 市民・事業者との協働に関する取り組み

① 廃棄物減量等推進員の活動推進

53丁に配置されている廃棄物減量等推進員と市との意思疎通や連携を強化するとともに、研修会などを通じ、推進員相互の協働を促していく。

② 市民組織への支援と協働及び連携の推進

既存の市民組織への情報提供や技術支援等をさらに進めるとともに、市民組織と行政が

企画立案の段階から協議を行い、活発な事業展開を推進していく。さらに活動団体どうしの連携を促進していく。

③ 市民・事業者との協働の推進

市民・事業者との協働に心がけながら、各分野における施策の推進を図っていく。

第5 分別して収集する一般廃棄物の種類、分別の区分及び排出方法
別表1のとおり

第6 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
別表1、別表2及び別表3のとおり

第7 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
別表2及び別表3のとおり

第8 資源の有効な利用の促進のため処理を行わない物

- 1 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づくもの
洗濯機、衣類乾燥機（ガス式を含む）、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫
- 2 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づくもの
デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、ディスプレイ一体型パソコン、自作パソコン、ディスプレイ（液晶式、ブラウン管式）
- 3 国内二輪車製造事業者等の自主的取り組みである二輪車リサイクルシステムに基づくもの
オートバイ（原動機付自転車を含む）

第9 市では収集・処理できない廃棄物

土、砂、石（漬物石含む）、ブロック、レンガ、コンクリート、庭木、丸太、洗面台、便器、温水器、風呂桶、カーポート、畳、その他建築資材・廃材、消火器、灯油、ガソリン、オイル、大量の食品油、薬品、農薬、塗料、シンナー、耐火金庫、プロパンガスなどのボンベ、ボウリングの球、バッテリー、タイヤ（ホイール含む）、自動車等の部品、ピアノ、オルガン（電子式のものを含む）、仏壇、在宅医療に伴う使用済み注射器・注射針、その他収集・処理に著しい支障を及ぼすもの

別表 1

区分		年間発生量・ 処理量見込 (t)	収集主体	収集回数	処分主体及び方法	市民及び事業者の協力義務
家庭廃棄物 (小規模事業所含む)	燃やせるごみ	18,895 t	市長 (収集運搬業 務委託業者に よる。)	毎週 2 回	東村山市秋水園ごみ焼却施設にて焼却処理、焼却残渣は東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化	各々の指定収集袋を使用し指定日に指定場所へ出すこと。また、転居等によりやむを得ず直接施設へ搬入する場合は市の指定する方法等に従うこと。市が処理を行うにあたり、困難であるもの危険性があり支障を及ぼすものを混入しないこと。
	燃やせないごみ	1,952 t		毎月 1 回	処理困難物を取り除き、民間処理施設(委託業者)にて資源化	
	容器包装プラスチック	※1 7,624 t		毎週 1 回	民間処理施設(委託業者)にて選別後資源化	ペットボトルは透明・半透明の袋を使用し指定日に指定場所へ出すこと。容器包装プラスチックは指定収集袋を使用し指定日に指定場所へ出すこと。
	ペットボトル	※2 741 t				
	びん	940 t		毎週 1 回	東村山市秋水園リサイクルセンターにて選別等の処理後、民間処理施設(委託業者)にて資源化	びん・かんは透明・半透明の袋を使用し指定日に指定場所へ出すこと。有害物はびん・かんと分けて透明・半透明の袋を使用し指定日に指定場所へ出すこと。
	かん	471 t				
	有害物	51 t		毎月 2 回	民間処理施設(委託業者)にて資源化	古紙は紐で縛るか、細かい雑紙は紙袋(指定ではない)を使用し、指定日に指定場所へ出すこと。古着は紐で縛るか、透明・半透明の袋を使用し、指定日に指定場所へ出すこと。
	古紙	3,650 t				
古着	520 t					
家庭廃棄物	粗大ごみ	1,574 t	市長	随時	東村山市秋水園リサイクルセンターにて、資源物等採取後、破碎・焼却処理	収集は申込制とし、粗大ごみに指定収集シールを貼り、指定日に指定場所へ出すこと。また、直接市処理施設へ搬入する場合は市の指定する方法等に従うこと。
	紙パック	1 t		拠点回収	民間処理施設(委託業者)にて選別後資源化	市内公共施設に設置した回収容器へ出すこと。
	集団資源回収事業	1,946 t		随時	民間処理施設(委託業者)にて選別後資源化	市へ登録し、各々定められた方法で、指定日に指定場所へ出すこと。
	生ごみ集団回収事業	9 t		週 1 回	民間処理施設(委託業者)にて資源化	3世帯以上のグループで市へ登録し、専用バケツに入れて、指定日に指定場所へ出すこと。
	使用済小型電子機器等	1 t	市長	拠点回収	民間処理施設(委託業者)にて選別後資源化	市内公共施設に設置した回収ボックスへ出すこと。

区分		年間発生量・ 処理量見込	収集主体	収集回数	処分主体及び方法	市民及び事業者の協力義務
事業系 一般廃棄物	事業活動に伴い排出される一般廃棄物（資源物、処理施設の機能に支障が生じるものを除く）	4,164 t	排出事業者、 市収集運搬許可業者	各々	東村山市秋水園ごみ焼却施設にて焼却処理、焼却残渣は東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化	廃棄物の減量、分別の徹底及び適正処理を行うこと。また直接市処理施設へ搬入する場合は、市の指定する方法等に従うこと。
	域外処理分	※3 1,307 t			—	
	事業系一般廃棄物のうち古紙類、古繊維	—	専ら物のみを収集・運搬する者		専ら物のみを処分する者、民間処理施設にて資源化	
	特別管理一般廃棄物（感染性一般廃棄物）	—	市収集運搬許可業者		民間処理施設にて焼却	
し尿	173 t	市長（収集運搬業務委託業者による）、市許可業者	定期又は 随時	東村山市秋水園し尿希釈投入施設で前処理を行い、下水道へ希釈投入	便槽には、し尿の処理に支障が生ずるおそれのあるものを混入しない。また直接市処理施設へ搬入する場合は、市の指定する方法等に従うこと。	
浄化槽汚泥	82 t					
動物死体	392 匹	市長（収集運搬業務委託業者による。）	随時	民間施設（委託業者）にて火葬	市に収集を依頼する場合は申し込みをして、処理に支障を及ぼさないよう市の指定する方法等に従うこと。また直接市施設へ搬入する場合は、市の指定する方法等に従うこと。	

※1 本数値は、他市からの搬入分を含んだ、処理見込量を示している。各市における発生見込量内訳は、以下の通りである。

東村山市 2,450 t、清瀬市 965 t、東久留米市 1,673 t、西東京市 2,536 t

※2 本数値は、他市からの搬入分を含んだ、処理見込量を示している。各市における発生見込量内訳は、以下の通りである。

東村山市 438 t、東久留米市 303 t

※3 域外処理分のため、発生見込量のみを示す。

別表 2

中間処理施設一覧（保管施設含む）

区分	施設名・所在地・処理能力（市施設のみ）	処理方法
燃やせるごみ	東村山市秋水園ごみ焼却施設 東京都東村山市秋津町 4-17-1 75 t / 日 × 2 炉	焼却
燃やせないごみ	東村山市秋水園リサイクルセンター 東京都東村山市秋津町 4-17-1 9.2 t / 日	保管
	株式会社カツタ 茨城県ひたちなか市	熱処理
	エルテックサービス株式会社 山梨県笛吹市	熱処理
	株式会社リスト 東京都国立市	熱処理
	サンエコサーマル株式会社 栃木県鹿沼市	熱処理
	有明興業株式会社 東京都江東区	固形化
容器包装プラスチック・ペットボトル	加藤商事株式会社 東京都東村山市	選別、圧縮、梱包、保管
びん・かん・有害物	東村山市秋水園リサイクルセンター 東京都東村山市秋津町 4-17-1 7.8 t / 日（びん類）、3.4 t / 日（缶類）、0.4 t / 日（有害物）	選別、圧縮、破碎、保管
古紙・古着	東多摩再資源化事業協同組合 東京都東村山市	選別、保管
粗大ごみ	東村山市秋水園リサイクルセンター 東京都東村山市秋津町 4-17-1 9.6 t / 日	選別、保管
生ごみ	比留間運送株式会社 東京都武蔵村山市	資源化
し尿・浄化槽汚泥	東村山市秋水園し尿希釈投入施設 東京都東村山市秋津町 4-17-1 3.5kl / 日	前処理希釈投入方式
域外処理分 （事業系一般廃棄物）	株式会社アクト・エア 神奈川県愛川町	資源化
	株式会社ジェイ・アール・エス 埼玉県所沢市	資源化
	株式会社アイル・クリーンテック 埼玉県大里郡寄居町	資源化
	株式会社 J バイオフードリサイクル 神奈川県横浜市	資源化
	株式会社アルフォ 東京都大田区	資源化
	高根商事株式会社 東京都瑞穂町	資源化
	オリックス資源循環株式会社 埼玉県大里郡寄居町	資源化
	バイオエナジー株式会社 東京都大田区	資源化
	比留間運送株式会社 東京都武蔵村山市	資源化
	株式会社三凌商事 神奈川県愛川町	資源化
	有限会社大進緑建 東京都羽村市	資源化
	J & T 環境株式会社 千葉県千葉市	資源化
	エルエス工業株式会社 栃木県那須塩原市	資源化

別表 3

最終処分施設一覧

区分		施設名・所在地	処分方法
焼却残さ		二ツ塚廃棄物広域処分場エコセメント化施設 東京都日の出町	エコセメント化
焼却残さ (域外処理分)		ツネイシカムテックス株式会社 埼玉県寄居町	資源化
		エルエス工業株式会社 栃木県那須塩原市	資源化
燃やせないごみ		中央電気工業株式会社 茨城県鹿嶋市	資源化
		渡辺産業株式会社 栃木県日光市	資源化
		メルテック株式会社 栃木県小山市	資源化
		有明興業株式会社 東京都江東区	資源化
有害物	蛍光管	野村興産株式会社 北海道北見市	資源化
	乾電池	野村興産株式会社 北海道北見市	資源化
動物死体		宗教法人慈恵院 東京都府中市	火葬